（様式１－①）

データプレミアム格付け認証　申請書

（　 新規　・　 更新　）

　 　年　　月　　日

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

　　　　　　　代表理事　　蓮沼　肇　殿

申 請 者 名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所 属 部 署

役　職　名

所　在　地　　〒

電　　　話

中小企業者　　　□　である、又は、　　□　ではない（どちらかに☑して下さい。）

業　　　種

申請商品等名称

　データプレミアム格付け認証・登録実施要領に基づき、データプレミアム格付け認証を申請します。

　　　□　（☑して下さい。）データプレミアム格付け認証制度に基づく認証・登録業務に関して、一般財団法人格付けジャパンとの間で合意書の締結を行います。

認証された場合、一般財団法人格付けジャパンのＨＰに公開を

希望します 希望しません（どちらかに☑して下さい。）

|  |
| --- |
| 【申請担当者】  所属部署・役職：  氏　　　　　名：  電　話　番　号：  メールアドレス： |

（様式１\_②）

データプレミアム格付け認証　申請時の確約書①

（　 新規　・　 更新　）

　 　年　　月　　日

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

　　　　 　　　　代表理事　　蓮沼　肇　殿

申 請 者 名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所 属 部 署

役　職　名

所　在　地　　〒

　データプレミアム格付け認証を申請するにあたり、申請者自身について、また、申請の商品及びサービス（以下、「商品等」という。）について、自ら必要な調査・確認等を行ったうえで、一般財団法人格付けジャパン研究機構に対し、次の事項を確約致します。

１　　□　（☑して下さい。）

申請者が、活動実態のある企業・団体であることを確約します。

２　　□　（☑して下さい。）

申請者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、反社会的勢力共生者、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当することなく、且つ、将来に渡っても反社会的勢力に該当しないことを確約します。

３　　□　（☑して下さい。）

申請商品等が商品ではないか、又は、現在、申請商品がリコールの対象になっていないことを確約します。

４　　□　（☑して下さい。）

現在、申請商品等が商標権等の知的財産権に関わり重大な問題が生じていないことを確約します。

５　　□　（☑して下さい。）

現在、申請商品等が関連する法規制を順守していることを確約します。

６　　□　（☑して下さい。）

データプレミアム格付け認証・登録を受けた後に、前記１～５で確約した内容に違反していたことが明らかになった場合、データプレミアム格付け認証・登録の日にさかのぼって、当該登録品に係るデータプレミアム格付け認証・登録が取り消されることを理解のうえで申請することを確約します。

（様式１\_③）

データプレミアム格付け認証　申請時の確約書②

　 　年　　月　　日

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

　　　　 　　　　代表理事　　蓮沼　肇　殿

申 請 者 名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所 属 部 署

役　職　名

所　在　地　　〒

７　　□　（☑して下さい。）

非保証・免責事項として、当財団が、登録商品等の生産地、提供場所及び質等について、登録の内容の保証責任を負わないことを理解のうえで申請することを確約します。特に当財団は、登録商品等において、審査の対象となった科学的エビデンスが、その後の当該商品等において再現されることの保証責任を負わないことを理解の上で申請することを確約します。

８　　□　（☑して下さい。）

非保証・免責事項として、当財団は、申請者が申告した申請内容及び格付け認証・登録を行った内容について、正確性、適法性、合目的性を保証するものではないことを理解の上で申請することを確約します。

９　　□　（☑して下さい。）

非保証・免責事項として、当財団は、使用者が格付け認証・登録を受けたことに基づき認証マークの使用を行うこと、格付け認証・登録を受けたことを当該商品等に表記すること及びその広告に使用することが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではないことを理解の上で申請することを確約します。

１０　　□　（☑して下さい。）

　　当財団内で本制度に関わる者は、格付け認証・登録に関連しその申請者又は登録者から入手した内部情報（公知でない情報）について、管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、第三者に開示しません。機密保持は格付け認証・登録の期間の終了後、又は認証・登録の取消し若しく認証・登録の取り下げの後も継続します。

　　ただし、法的要請による場合は申請者又は登録者に事前に通知した上で、情報を開示することがあります。

　　以上の機密の保持等について、理解の上で申請することを確約します。

（様式１\_④）

データプレミアム格付け認証　申請時の確約書③

　 　年　　月　　日

一般財団法人 格付けジャパン研究機構

　　　　 　　　　代表理事　　蓮沼　肇　殿

申 請 者 名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所 属 部 署

役　職　名

所　在　地　　〒

１１　　□　（☑して下さい。）

賠償責任等について、データプレミアム格付け認証制度により認証・登録を行ったこと、又は、申請に対して認証・登録が行われなかったことに起因して生じた損失又は損害について、当財団及び当財団内で本制度に関わる者に対し、一切の責任を求めず、また、一切の賠償を求めないことを確約します。

１２　　□　（☑して下さい。）

賠償責任等について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権に関する責任、並びに、品質及び安全性に関する責任は、申請者又は登録者が負うものとし、当財団は一切の責任を負はないことを理解の上で申請することを確約します。

１３　　□　（☑して下さい。）

賠償責任等について、申請者及び登録者は、登録商品等の欠陥・瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当財団に迷惑を及ぼさないように処理しなければならないことを理解の上で申請することを確約します。

１４　　□　（☑して下さい。）

賠償責任等について、申請者及び登録者は、登録商品等の製造、販売及び提供並びに認証マークの使用に際して故意又は過失により当財団に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当財団に賠償しなければならないことを理解の上で申請することを確約します。

１５　　□　（☑して下さい。）

賠償責任等について、申請者及び登録者は、認証マークを自らの責任おいて使用するものとし、その使用により第三者との間で生じた紛争については、当財団は一切の責任を負わないことを理解の上で申請することを確約します。

１６　　□　（☑して下さい。）

賠償責任等について、当財団は、前記１２～１５で確約した内容に違反する者、又は認証マークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとることができることを理解の上で申請することを確約します。

（様式１\_⑤）

データプレミアム格付け認証　申請方法の説明書

データプレミアム格付け認証を受けようとする場合、データプレミアム格付け認証の申請（以下、「申請」という。）を行っていただきます。

次いで、データプレミアム格付け認証・登録のための審査（以下、単に「審査」という。）を受けていただきます。

以下で、データプレミアム格付け認証の申請方法を説明します。

１．準備

申請をする者（以下、「申請者」という。）は、（様式１）データプレミアム格付け認証申請書、及び、審査の対象となる科学的エビデンスに相当する文書やデータ（以下、「申請書類等」という。）を準備してください。

２．申請

次いで、（様式１）データプレミアム格付け認証申請書に必要事項を記入及びチェックのうえ、そのうちの（様式１\_①～う様式１\_④）を当財団に提出し、申請を行っていただきます。

３．合意書の締結

　提出された（様式１）データプレミアム格付け認証申請書の記載内容が確認された後、データプレミアム格付け認証・登録合意書が、当財団から申請者宛に郵送されます。申請者はそこに示された合意内容を確認のうえ、２通それぞれに申請者の代表者が記名押印して合意書２通を完成させます。そして、そのうちの１通を真正品認証事務局宛に郵送します。

以上により、申請に際して必要となる合意書の締結が実行されます。

４．科学的エビデンスの提出及び審査料の支払い

合意書の締結が確認された後、科学的エビデンスの提出及び審査料の支払いを行っていただきます。

５．申請完了

科学的エビデンスの提出及び審査料の支払いが確認されて、申請は完了となります。この後、申請者は審査に進んでいただきます。

以上